



社報タイトル「一心」は社内で
掲げる2025年の標語です。

No. 224

3月の税務

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

- 3月10日
 - 1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月17日
 - 2. 前年分贈与税の申告
申告期間…2月3日から3月17日まで
 - 3. 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月17日から3月17日まで
 - 4. 所得税確定損失申告書の提出
 - 5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
 - 6. 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限…6月2日
 - 7. 個人の青色申告の承認申請
(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
 - 8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 3月31日
 - 9. 個人事業者の前年分の消費税及び地方消費税の確定申告
 - 10. 1月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
 - 11. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 12. 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 13. 7月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
 - 14. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
 - 15. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉



川崎大師・中間決算報告会



令和7年1月21日（火）に弊社の恒例行事である「川崎大師での祈願」及び「中間決算報告会」を行いました。



事業繁栄・交通安全等の初祈願を行ったのち、各種報告、「小林合同会計の付加価値とは何か？」をテーマにグループディスカッションをしました。
より良い事務所を創る上で貴重な時間となりました。

雪が解けたら何になる？

穴戸 真理子

皆様こんにちは。まだまだ寒い時期が続きますね。
毎年この時期になると思い出すエピソードがあります。
とある小学校の理科の授業で、「雪（氷）が解けたら何になりますか？」
の問いに「水」ではなく「春」と答えた児童がいました。
児童の家業は農家です。毎年父親は、雪が解けたら春になって
忙しくなるなあと言っているのです。そう答えたそうです。
理科の授業としてはこの答えは不正解ですが、国語の授業であったなら
二重丸を付けてあげたいと思うくらい素晴らしい解答だと感服しました。
皆様はどちらの答えになりましたでしょうか？
雪が解けたら…。